

第8次青森県保健医療計画（がん対策）の策定について

1 計画期間等

- 第7次保健医療計画の計画期間は、平成30年度から令和5年度の6年間
→ 第8次計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間

2 第8次保健医療計画の内容

(1) 国から示された指針等

- ① 作成指針：医療計画策定に当たっての作成の手順、留意事項を示したもの
(令和5年3月31日医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知)
- ② 構築指針：疾病・事業及び在宅医療ごとの医療体制構築手順、求められる医療機能等に係る指針を示したもの
(令和5年3月31日医政地0331発第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

(2) 第8次医療計画策定に向けたポイント(がん対策関係部分)

- がん医療が高度化する中で、引き続き質の高いがん医療を提供するため、均てん化に加えて、がんゲノム医療等の高度かつ専門的な医療等について、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進すること
- 多職種連携によるチーム医療をさらに充実させるとともに、小児・AYA世代のがん患者や高齢のがん患者など、患者の特性に応じたがん診療提供体制の整備を進めること
- 新興感染症の発生・まん延時や災害時等においても必要ながん医療が提供できる連携体制の整備を進めること
- がんの予防や、仕事と治療の両立支援や就職支援等に引き続き取り組むこと

3 策定に向けた基本的な考え方

- 県医療審議会の下部組織である医療計画部会を中心に各種検討を行うこととなるが、5疾病6事業及び在宅医療に係る指標、医療連携体制等については、それぞれの対策協議会等において計画素案を検討する。
- 指標の設定等については、現計画の目標値の評価や国から示された指標例を踏まえ、施策の推進に向け、現状に合った内容となるよう検討する。